

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注 (三六)

廣西師範大學出版社
· 桂林 ·



第三六册 目錄

乾隆五十一年（公元一七八六年）

十一月

初一日		(一)
初二日		(二)
初三日		(四)
初四日		(六)
初五日		(七)
初六日		(九)
初七日		(一一)
初八日		(一二)
初九日		(一二)
初十日		(一二)
十一日		(一三)
十二日		(一三)
十三日		(一五)
十四日		(一六)
十五日		(一九)

乾隆五十二年（公元一七八七年）

正月

初一日		(二〇)
初二日		(二〇)
初三日		(二二)
初四日		(二三)
初五日		(二三)
初六日		(二四)
初七日		(二五)
初八日		(二五)
初九日		(二六)
初十日		(二七)
十一日		(二九)
十二日		(三〇)
十三日		(三〇)
十四日		(三一)
十五日		(三一)
十六日		(三五)
十七日		(三五)
十八日		(三五)
十九日		(三六)

二月

二十日		(三七)
二十一日		(三九)
二十二日		(四一)
二十三日		(四三)
二十四日		(四三)
二十五日		(四四)
二十六日		(四四)
二十七日		(四五)
二十八日		(四五)
二十九日		(四六)
十六日		(四七)
十七日		(四七)
十八日		(四八)
十九日		(五〇)
二十日		(五一)
二十一日		(五二)
二十二日		(五四)
二十三日		(五九)

三月

二十四日		(五九)
二十五日		(六一)
二十六日		(六二)
二十七日		(六三)
二十八日		(六三)
二十九日		(六三)
三十日		(六三)
初一日		(六五)
初二日		(六五)
初三日		(六六)
初四日		(六七)
初五日		(六七)
初六日		(六七)
初七日		(六九)
初八日		(六九)
初九日		(六九)
初十日		(七〇)
十一日		(七〇)
十二日		(七〇)
十三日		(七二)
十四日		(七五)

四月

十五日		(七六)
十六日		(七八)
十七日		(七九)
十八日		(八二)
十九日		(八三)
二十日		(八四)
二十一日		(八六)
二十二日		(八九)
二十三日		(九一)
二十四日		(九一)
二十五日		(九三)
二十六日		(九三)
二十七日		(九四)
二十八日		(九四)
二十九日		(九四)
初一日		(九七)
初二日		(九八)
初三日		(九八)
初四日		(九九)
初五日		(一〇四)
初六日		(一〇四)

初七日		(一〇五)
初八日		(一〇七)
初九日		(一〇七)
初十日		(一一一)
十一日		(一一二)
十二日		(一一二)
十三日		(一一四)
十四日		(一一五)
十五日		(一一六)
十六日		(一一八)
十七日		(一一九)
十八日		(一二〇)
十九日		(一二二)
二十日		(一二三)
二十一日		(一二四)
二十二日		(一二七)
二十三日		(一二九)
二十四日		(一三一)
二十五日		(一三二)
二十六日		(一三二)
二十七日		(一三四)
二十八日		(一三七)
二十九日		(一三七)

五月	
十六日	 (一四一)
十七日	 (一四三)
十八日	 (一四七)
十九日	 (一四九)
二十日	 (一四九)
二十一日	 (一五〇)
二十二日	 (一五一)
二十三日	 (一五一)
二十四日	 (一五二)
二十五日	 (一五二)
二十六日	 (一五二)
二十七日	 (一五三)
二十八日	 (一五四)
二十九日	 (一五五)
三十日	 (一五六)
六月	
十六日	 (一五七)
十七日	 (一五七)
十八日	 (一六〇)

七月

初一日		(一七四)
初二日		(一七四)
初三日		(一七四)
初四日		(一七五)
初五日		(一七六)
初六日		(一七六)
初七日		(一七七)
初八日		(一七八)
初九日		(一八二)
初十日		(一八四)
十九日		(一六〇)
二十日		(一六一)
二十一日		(一六三)
二十二日		(一六三)
二十三日		(一六三)
二十四日		(一六五)
二十五日		(一六八)
二十六日		(一六八)
二十七日		(一七一)
二十八日		(一七二)
二十九日		(一七二)

八月

初一日		(二〇八)
十一日		(一八五)
十二日		(一八六)
十三日		(一八七)
十四日		(一八九)
十五日		(一八九)
十六日		(一九二)
十七日		(一九四)
十八日		(一九四)
十九日		(一九五)
二十日		(一九七)
二十一日		(一九九)
二十二日		(二〇一)
二十三日		(二〇二)
二十四日		(二〇二)
二十五日		(二〇三)
二十六日		(二〇四)
二十七日		(二〇四)
二十八日		(二〇五)
二十九日		(二〇六)
三十日		(二〇六)

初二日		(二〇八)
初三日		(二〇九)
初四日		(二一〇)
初五日		(二一一)
初六日		(二一二)
初七日		(二一三)
初八日		(二一四)
初九日		(二一五)
初十日		(二一六)
十一日		(二一七)
十二日		(二一八)
十三日		(二一九)
十四日		(二二〇)
十五日		(二二一)
十六日		(二二二)
十七日		(二二三)
十八日		(二二四)
十九日		(二二五)
二十日		(二二六)
二十一日		(二二七)
二十二日		(二二八)
二十三日		(二二九)
二十四日		(二三〇)
二十五日		(二三一)

九月

二十六日		(二三二)
二十七日		(二三三)
二十八日		(二三四)
二十九日		(二三五)
初一日		(二三六)
初二日		(二三七)
初三日		(二三八)
初四日		(二三九)
初五日		(二十四〇)
初六日		(二十四一)
初七日		(二十四二)
初八日		(二十四三)
初九日		(二十四四)
初十日		(四四五)
十一日		(四四六)
十二日		(四四七)
十三日		(四四八)
十四日		(四四九)
十五日		(四五〇)
十六日		(四五〇)
十七日		(四五〇)

十月

十八日		(二五六)
十九日		(二五九)
二十日		(二五九)
二十一日		(二六〇)
二十二日		(二六一)
二十三日		(二六一)
二十四日		(二六三)
二十五日		(二六三)
二十六日		(二六四)
二十七日		(二六四)
二十八日		(二六五)
二十九日		(二六七)
三十日		(二六八)
初一日		(二七〇)
初二日		(二七二)
初三日		(二七五)
初四日		(二七六)
初五日		(二七七)
初六日		(二七八)
初七日		(二七九)
初八日		(二八〇)

初九日		(二八三)
初十日		(二八四)
十一日		(二八五)
十二日		(二八七)
十三日		(二八八)
十四日		(二八九)
十五日		(二八九)
十六日		(二九二)
十七日		(二九三)
十八日		(二九五)
十九日		(二九六)
二十日		(二九七)
二十一日		(二九八)
二十二日		(三〇〇)
二十三日		(三〇一)
二十四日		(三〇四)
二十五日		(三〇五)
二十六日		(三〇五)
二十七日		(三〇八)
二十八日		(三一〇)
二十九日		(三一四)

十一月

初一日		(三二五)
初二日		(三二六)
初三日		(三二九)
初四日		(三二三)
初五日		(三二六)
初六日		(三二七)
初七日		(三二七)
初八日		(三二八)
初九日		(三二八)
初十日		(三三一)
十一日		(三三二)
十二日		(三三二)
十三日		(三三五)
十四日		(三三五)
十五日		(三三五)
十六日		(三三九)
十七日		(三四〇)
十八日		(三四三)
十九日		(三四三)
二十日		(三四六)
二十一日		(三四七)

十二月

初一日		(三六〇)
初二日		(三六〇)
初三日		(三六二)
初四日		(三六四)
初五日		(三六六)
初六日		(三六七)
初七日		(三六八)
初八日		(三六九)
初九日		(三七〇)
初十日		(三八九)
十一日		(三九二)
十二日		(三九二)
十三日		(三九二)
十四日		(三九二)
十五日		(三九二)
十六日		(三九二)
十七日		(三九二)
十八日		(三九二)
十九日		(三九二)
二十日		(三九二)
二十一日		(三九二)
二十二日		(三四八)
二十三日		(三五二)
二十四日		(三五三)
二十五日		(三五四)
二十六日		(三五四)
二十七日		(三五五)
二十八日		(三五六)
二十九日		(三五七)
三十日		(三五九)

十三日		(三九五)
十四日		(三九六)
十五日		(三九八)
十六日		(四〇一)
十七日		(四〇四)
十八日		(四〇八)
十九日		(四一〇)
二十日		(四一一)
二十一日		(四一二)
二十二日		(四一四)
二十三日		(四一五)
二十四日		(四一六)
二十五日		(四一八)
二十六日		(四一九)
二十七日		(四二〇)
二十八日		(四二〇)
二十九日		(四二一)
三十日		(四二一)

乾隆五十一年歲次丙午十一月初一日辛

未寅刻

上大祀

天於

園丘禮成

駕進宮

是日

起居注官吳璥白麟德昌黃軒

初二日壬申

上於瀛臺

召見諸皇子軍機大臣等

諭曰人君者天之子當以敬天勤民為首務方可

以承

昊貺而迓

鴻庥設於對越之時心生懈怠不能敬謹將事是不

成其為

天之子而

昊蒼亦斷不錫之嘉佑也朕臨御五十一年以來恭

遇

郊壇大祀無不祇肅躬親冬至

南郊親詣五十一次上辛

祈穀親詣四十九次惟乾隆五年及四十九年因朕

躬偶爾違和遣皇子親王恭代而至臨祀時一

切儀文典禮悉本誠恪之心躬申虔敬以期昭

格近來雖年逾古稀壹志

明裡益勤勿懈是以仰蒙

上蒼鑒朕忱悃得有期頤之壽精神強固猶日孜孜

萬幾親理於

郊祀大典俱能肅將裸獻升降周旋勿愆於儀緬維上天如此篤眷惟有益懋寅饗豈忍於年壽已高稍耽安逸致精意或有未孚朕世世子孫續緒膺圖若能以朕之心為心無刻不以敬天為念於

郊壇大祀嚴恭寅畏盡敬盡誠自亦必仰邀

昊穹眷顧錫以大年實我大清億萬載無疆之庥倘

不能凜承朕志永矢虔恭稍萌怠忽即非朕之

子孫

天亦斷不錫之以福也向來致祭

郊壇於

壇之二成設有幄次以備拜跪行禮迎

神止香進爵供胙上

壇行禮畢仍回降至拜次嗣因朕年屆六旬恐精力

不能如前將亞獻終獻飲福受胙諸儀改於壇上讀祝位次行禮以節登降之勞仍不致或愆儀節此次朕因欲每次躬親記事是以稍從簡易非敢於

郊祀大典存耽逸之見也惟念將來朕春秋日高誠恐步履或稍遜於前意欲於

壇上讀祝拜位添設小幄次一分俟朕年至八旬即

於此內行禮設此二三年內遇風雪沍寒亦可稍資蔽禦如果仰邀

上天眷佑仍能精力如舊至八旬而不衰尚必照常行禮所有添設幄次原可備而不用着軍機大臣會同工部太常寺敬謹詳勘將應添幄次尺寸比二成之幄次收小酌擬呈覽再行備辦此非朕之敢有逸念也蓋

郊祀大典蠲潔躬承惟期誠意感孚虔申寅格倘因儀節繁重或至精力不勝勉強將事或令人恭代則於精一凝承之意轉有未盡此後

郊壇大祀朕必歲歲躬行至八十六歲歸政時始終勿懈以申朕敬

天法

祖之志我子孫若能繼承無數方可永膺

洪貺垂裕萬年矣又奉

諭旨據劉戡奏定興縣知縣馮觀祚於縣民楊鳳鳴呈控伊父楊生佩被旗人陳廷蘭指告捐霸旗產致令杖責楊生佩斃命請將馮觀祚革職等語所辦未免過當此案楊生佩係已革刑書於應行追出入官旗地私自收回不肯繳價經該縣當堂傳訊復敢咆哮頂撞原有應得之

罪該縣雖兩次決罰尚係依法其咎止在失察書吏何瑤藉端詐騙一節而於杖責刑書邂逅致死尚非有心杖斃若竟將該員革職適足以長刁風未為平允馮觀祚不必革職劉戡止須於定案時將馮觀祚附奏聽候部議該部知道摺併發又奉

諭旨現今貝子綿德應降一等將伊子奕純封為

鎮國公但從前和親王薨逝後伊子永璧未曾降等仍令承襲親王而綿倫薨逝後綿循亦未降等仍令承襲郡王今綿德係朕長孫而奕純又係朕之長曾孫若拘泥成例令其降等襲封似朕有意不令承襲奕純着令仍襲封貝子不可為例將此通行曉諭宗室等俾知朕意又奉諭旨據奎林等奏察哈爾部落副長達什那穆扎

爾所遺員缺擬定正陪奏請補放等語著照奎
林等所奏副長達什那穆扎爾所遺員缺着擬
正之佐領公僧補授遇便送京補行引見是日
吏部議直隸總督劉綎奏署曲陽縣知縣趙
式訓試俸期滿准實授一疏奉

諭旨趙式訓依議用餘依議又議協辦大學士吏
部尚書仍留陝甘總督任福康安奏會寧縣

知縣員缺准以候補知縣高淳補授一疏奉

諭旨高淳依議用餘依議又兵部議吉林將軍宗
室都爾嘉奏本處正黃旗防禦那海年老患
病准其休致查那海曾經出兵打仗得功牌
可否給俸一疏奉

諭旨那海曾經出兵打仗得功牌著以原品休致
給與半俸以養餘年又刑部等衙門議四川總

督保寧奏瀘州民李繼士毆傷曾葉氏身死
依律擬絞監候查曾葉氏係在保辜限外身
死可否援例減等一疏奉

諭旨李繼士毆傷曾葉氏至保辜限外身死着從
寬免死照例減等發落餘依議

是日

起居注官嵩貴鄭際唐

初三日癸酉內閣奉

諭旨河南伊陽縣奸民秦國棟等奪犯戕官一案
知縣孫岳灝親往查拿猝被戕害念其事究屬
因公情尚可憫着加恩照潘凱之例議卹其隨
往之官親柴廷桂同時砍斃亦屬可憫着一體
加恩交部酌量給予議卹又奉

諭旨據畢沅奏湖北容縣盤獲之秦陳玉劉豫隔

別研訊不特秦國棟侄輩內並無秦懷王之名
即伯叔兄弟內亦無其人因在湖北地方傭工
被差役盤獲逼令承認即隨口混供等語前經
陝西拿獲之王進城一犯解至豫省亦經審明
實名王興元並非王進城向來誤拿人犯之地
方官例有議處但秦國棟等糾衆戕官情罪重
大又復潛行竄逸希圖免脫該州縣選派差役

跣緝查拿過有形跡可疑之人不得不盤查跟
究況此等被獲之人亦非善類即監禁數日審
明後再行釋放亦不為拖累且現在段文經尚
未就獲若將誤拿之地方官議處恐該州縣畏
避處分心存觀望不能實力緝捕轉致首逆漏
網所有此二案內誤拿人犯之各州縣俱着從
寬免其交部議處該地方官尤應感激奮勉上

緊搜緝段文經等務期按名弋獲毋得稍存瞻
顧致滋疎縱又奉

諭旨據弘謨等奏賁送供獻

陵寢奶餅比原定額欠少等語凡供獻

陵寢物件關係甚重理宜預先照定額數敬謹備辦
賁送今光祿寺竟將供獻奶餅比原定額數欠
少且又甚屬遲誤着將光祿寺大臣官員等文

部分別議處外此項供獻奶餅該衙門如何備
辦賁送之處着交軍機大臣等查明另行妥辦
是日吏部議承審遲延承緝接緝督緝不力
各員照例罰俸一疏奉

諭旨景安李世傑俱着於現任內罰俸六個月餘
依議又戶部議安徽巡撫書麟奏五河定遠及
靈璧等州縣衛秋禾被水准蠲別公別蠲緩

賑濟一疏奉

諭旨依議五河等九州縣并靈璧等九州縣應徵
漕糧漕項銀米蠲剩銀米及帶徵舊欠災緩之
項各該衛被災屯田俱著照該撫所請行又兵
部議河東河道總督蘭第錫奏署懷河營都
司裴尚有歷俸期滿准實授一疏奉

諭旨裴尚有依議用餘依議是日鑲黃旗滿洲都

統奏補世管佐領各缺帶領正陪人員引

見奉

諭旨常安著補授富景世管佐領富亮著補授公
中佐領又正黃旗滿洲都統奏補印務章京員
缺帶領正陪人員引

見奉

諭旨承祿著補授印務章京又奏補吉林公中佐

領員缺帶領揀選人員引

見奉

諭旨圖魯春明保烏達遜著補授公中佐領

是日

起居注官陸伯焜瑋五珠

初四日甲戌

上詣普度寺 宣仁廟拈香是日吏部議貴州巡

撫李慶棠奏署玉屏縣知縣周大烜試俸期
滿准實授一疏內閣奉

諭旨周大烜依議用餘依議又議河東河道總督
蘭第錫等奏豫省添設同知分管蘭儀睢三
汛工程之處應毋庸議一疏奉

諭旨著照該督等所請行又議雲南巡撫譚尚忠
奏並未詳查出題之雲南

例罰俸一疏奉

諭旨秦潮着銷去紀錄一次免其罰俸餘依議又
禮部議浙江巡撫伊齡阿奏海寧州壽民李
恒千現年一百一歲准照例給銀建坊一疏
奉

諭旨依議李恒千着加惠賞給上用緞一疋銀十
兩又兵部議福建省盜犯二叅限滿被他人拿

獲之溫州鎮總兵黃大謀照例降調查該員

現另案降調應俟補官日補行罰俸一疏奉

諭旨黃大謀着銷去尋常加一級免其降調仍於

補官日罰俸六個月餘依議又刑部等衙門議

江蘇巡撫閔鶚元等奏南匯縣民唐南毆傷

沈七觀身死依律擬絞監候查沈七觀係在

保辜限外身死可否援例減等一疏奉

諭旨唐南毆傷沈七觀至保辜限外身死着從寬

免死照例減等發落餘依議

是日

起居注官玉保顏崇滿

初五日乙亥內閣奉

諭旨據伊齡阿奏上年仁和等十七州縣緩徵漕
糧請酌分二年徵收帶運一摺上年浙西杭嘉

湖三府屬之仁和等十七州縣暨杭嚴嘉湖二

衛秋禾被旱歉收節經降旨將應徵漕糧緩至

本年秋收後徵收第念該省本年收成雖屬豐

稔而民間元氣未復若同時新舊併徵民力不

無拮据所有緩徵漕糧並改徵漕米二十四萬

五百餘石着照所請本年徵收一半其餘一半

着加恩俟次年徵足帶運以紓民力該部即遵